**看護学科教員および看護部看護職と**

**訪問看護ステーションとの教育人事交流（研修編）要項**

1.目的

1）看護学科教員

　訪問看護ステーションにて訪問看護の実際を学び、看護基礎教育における実践的な在宅療養支援を教授し、研究活動に活かせる能力を育成する。

　　2）看護部看護職

訪問看護ステーションにて訪問看護の実際を学び、地域での暮らしを見据えた看護と退院支援ができる能力を育成する。

2．目標

1)看護学科教員

（1）　訪問看護を受けながら、地域で生活している療養者とその家族について理解を深める。

（2） 在宅療養者を支えるサービスや多職種との調整など連携について理解を深める。

2)看護部看護職

（１）旭川医科大学病院で医療を受けた患者を通して、地域医療や退院後の生活に向けた看護を考える。

　　（２）研修を通し、患者の医療・ケアを支えている社会資源、多様な職種がどのようにかかわっているかを知る。

（３）地域の病院・訪問看護ステーション等の見学・交流を通し、情報共有と相互の連携の重要性を理解する。

3．対象

　　1)看護学科教員

　　2）看護部看護職

（１）ラダーレベルⅡ以上の看護職・看護師長の推薦のある看護職、かつ退院支援看護師育成研修アドバンスコース受講修了者、または今年度修了予定者で看護師長・看護部長の推薦がある者。

（2）（１）の要件を満たし、小児在宅移行支援研修受講を希望する者。

4．研修施設

１）医療法人社団 ささえる医療研究所　「訪問看護ステーション むらかみさん」

２）一般社団 北海道総合在宅ケア事業団「旭川地域訪問看護ステーション」

3）社会福祉法人 北海道療育園「訪問看護ステーション けあぷらす」

4）医療法人回生会 「大西病院訪問看護ステーション」

5）医療法人社団萌生会 「訪問看護ステーション　クローバー」

6）社会医療法人道北勤労者医療協会 「訪問看護ステーション　ぬくもりポート」

5．時期及び期間

　　1）看護学科教員

　　（1）交流対象者の希望期間（日・週単位を可とする）

　　　　　例　①○日（○曜日）/週を○週間または○か月　②○週間

　　2）看護部看護職

　　（1）当該年度の9月～11月の1日程度

　　（2）当該年度の9月～11月の4週間程度

　　（3）原則として、土、日、祝日を除く平日の昼間の8時間程度とする。

6．研修方法

　　1）研修申請後、研修施設にて研修する。

2）訪問看護師と共に訪問看護を受けている療養者宅へ同行訪問を行う。

3）侵襲の伴う医療行為（注射等）は行わない。

4）看護学科教員の研修は原則見学とする。

５）看護部看護職員の研修は、療養上の世話について同行する訪問看護師の助言を受けながら実施する。　長期研修においては、2事例受け持ち、そのうち1名の事例検討を行う。

【訪問看護ステーションとの教育人事交流プログラム】

（１）短期研修

|  |  |
| --- | --- |
| 目的 | 看護部看護職員が地域での暮らしを見据えた看護を提供できる能力を育成する |
| 目標 | ①　研修を通して地域医療や退院後の生活に向けた看護を考える  ②　患者さんの医療・ケアを支えている社会資源、多職種がどのように関わっているかを知る  ③　急性期病院と訪問看護ステーションの情報共有と相互の連携の重要性を理解する |
| 対象 | ①　キャリアラダーレベルⅡ以上、かつ退院支援看護師育成研修アドバンスコース受講修了者、または今年度受講予定者のうち看護師長の推薦がある者  ②　①の要件を満たし、小児在宅移行支援研修受講を希望する者 |
| 期間、定員 | 1日間　8：30～16：30　10名程度 |
| 方法 | 訪問看護師と共に同行訪問を実施する |

（２）長期研修

|  |  |
| --- | --- |
| 目的 | 病気や医療による生活の変化を予測し、患者の生活や生き方を支援できる能力を育成する |
| 目標 | ①　訪問看護が関わることによるQOLの向上を理解する  ②　地域の特性による生活への影響や社会資源の活用がイメージできる  ③　自施設の退院支援の課題を明確化し、方策を立てる |
| 対象 | ①　退院支援看護師育成研修アドバンスコース受講修了者、または今年度修了予定者のうち看護師長・看護部長の推薦がある者  ②　①の要件を満たし、小児在宅移行支援研修受講を希望する者 |
| 期間、定員 | 土日祝日を除く20日間　8：30～16：30　2名程度 |
| 方法 | ①　訪問看護師と共に同行訪問を行う  ②　同行訪問に基づく事例を2例受け持つ  ③　2事例のうち、1名の事例検討を以下の視点でアセスメントする  　・　療養者・家族の視点に立って在宅療養状況をアセスメントする  　・　療養者と家族の自立支援、QOLの維持、向上のためにどのような支援ができるか  　・　自施設の退院支援の課題と解決に向けた実践計画書を研修期間中に作成する。 |

7．服装

1）動きやすい服装（コットンパンツ、トレーニングウエア、ポロシャツ、靴下等）

8．その他

１）　研修者は看護職賠償責任保険制度に加入していること。

２）　勤務は、日勤勤務扱いとする。但し、看護学科教員は専門業務型裁量労働制に関する協定書による。

３）　市内近郊は通勤手段として自家用車の使用は不可とする。

4）　交通費等は旭川医科大学旅費規定に準じる。

（1）原則、旭川市内全域および勤務地が本部管理棟より半径8㎞以内の地域は支給しない。

（2）業務上の必要またはその他やむを得ない事情が生じた場合、人事課と検討する。

看護職キャリア支援センター（人事交流部門）　令和5年4月1日

令和5年10月16日改定